

令和3年4月15日

保護者各位

米沢市教育委員会
教育長 土 屋 宏

新型コロナウイルス感染症への対応について

春暖の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市の小中学校では、新入生を迎え、新年度を予定通り始めることができました。これも皆様のご協力のおかげと感謝しております。これまで同様、感染予防対策を進めながら、様々な教育活動ができるよう努めてまいります。

一方で、山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」の期間が延長され、それに伴い県教育委員会から県全体で感染予防を強化するよう要請がありました。そこで、本市における今後の対応について、下記のとおりとします。ご理解ご協力をお願いします。

記

1 今後の対応について

(1) 基本的な感染防止対策

- ①マスクは常時着用することとします。
- ②健康状態を確認し、風邪症状が見られる場合は登校を控えさせてください。同居のご家族に風邪症状が見られる場合も同様としてください。その際は「欠席」ではなく「出席停止」の扱いとなります。

(2) 学校行事について

宿泊を伴う学校行事は行いません。県外との往来は控え、県内であっても県の〔注意・警戒レベル〕5の地域との往来は控えることとします。

(3) 部活動について

- ①県外及び県の〔注意・警戒レベル〕5の地域に在住する、保護者・外部指導者・卒業生等の参加は控えていただきます。
- ②活動は自校のみとし、県内外を問わず、他校等との交流は行いません。また、校内・校外を問わず合宿等宿泊を伴う活動は行いません。ただし、上位大会につながる大会等への参加など、やむを得ず往来する場合は、学校及び関係者と十分に協議した上で、全行程における感染防止策を徹底し、行動記録を取るようにします。
- ③可能な限りマスクを着用することとします。特に会話をする際はマスク着用を徹底してください。

2 その他

本通知の取扱いは、現在のところ県独自の緊急事態宣言の解除日の4月25日までとさせていただきます。